

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人棚田 LOVER' s の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び特定非営利活動法人棚田 LOVER' s が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める特定非営利活動法人棚田 LOVER' s の目的の達成に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、特定非営利活動法人棚田 LOVER' s の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として特定非営利活動法人棚田 LOVER' s のを代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

この規程は、この規程は設立の登記の日から実施する。